

除雪ドーザ（18 t 級、サイドスライドアングリングプラウ）
仕様書

令和8年度
西 会 津 町

除雪ドーザ（18 t級、サイドスライドアングリングプラウ）仕様書

概要

この仕様書は、除雪ドーザ（18 t級、サイドスライドアングリングプラウ）購入に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和26年第67号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するもの、又は平成17年法律第51号「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく「特定原動機技術基準」及び「特定特殊自動車技術基準」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については、西会津町長（以下「発注者」という）と物品供給人（以下「受注者」という）が協議のうえ決定するものとする。

1. 台数 1台

2. 納入場所 名称：西会津町除雪機械格納庫 住所：耶麻郡西会津町野沢字北松原甲 1031-38

3. 納入期限 令和9年10月29日（金）

4. 性能

- | | |
|---|--------------|
| (1) 除雪幅 | 3. 1 m以上 |
| (2) 除雪能力（プラウ排雪） | 3, 300 t/h以上 |
| (3) 走行速度（前進） | 30 km/h以上 |
| (3) 走行速度（後進） | 15 km/h以上 |
| (4) 最大けん引力 | 129.0 kN以上 |
| (5) 騒音レベル（オペレータ耳元、無負荷、
機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて） | 85 dB（A）以下 |

5. 主要諸元

- | | |
|---|-------------------------|
| (1) 全長（除雪装置地上時） | 9,000 mm以下 |
| (2) 全幅（車両単体） | 2,900 mm以下 |
| (3) 全高（黄色灯火上端まで） | 3,800 mm以下 |
| (4) 最低地上高 | 300 mm以上 |
| (5) 車両総質量 | 16,500 kg以上～20,000 kg以下 |
| なお、「10. 付属装置及び付属品 10-2 車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。 | |
| (6) 最小回転半径（最外輪車輪中心） | 6.5 m以下 |
| (7) 乗車定員 | 2人 |

6. 車体

- | | |
|--------|------------|
| (1) 機関 | |
| 形式 | 水冷、ディーゼル機関 |
| 定格出力 | 140 kW以上 |

- (2) 動力伝達装置 前後進、速度段の切換え操作が円滑にできる構造とする
- (3) タイヤ
形式 スノータイヤ（ヨコハマ製） 1式
- (4) スリップデフ（ASD）
タイヤスリップ限界（左右タイヤへの負荷の差）を高め、
タイヤスリップを抑制するもの
- (5) かじ取装置
形式 車体屈折式
- (6) 運転室
構造 全鋼製密閉形
窓 (前) 合わせガラス、冬用ワイパーブレード付
(前3面熱線入り)
(後) 冬用ワイパーブレード付
- (7) 車体振動抑制装置
形式 アクュームレータ式
作動 ON-OFF切換式

7. 除雪装置

- (1) 形式
油圧式サイドスライドアングリングプラウ形（ショックキャンセル付き）
- (2) 能力
切刃昇降範囲（ストレート時、切刃下端）
地下100mm～地上3,000mm以上
アングリング角度 30度以上
上昇速度（切刃下端、機関定格回転速度において） 500mm/s以上
- (3) プラウ
構造 鋼板円筒曲面構造
全幅 3,800mm以下
全高 1,200mm以上
そり 除雪装置の接地状態を調整できるそりを有すること
切刃 ストレート形平形刃先（JIS D6101）

8. 計器類

- (1) 速度計又は機関回転計 1式
- (2) 運行記録計（45km/h、1日計） 1式
- (3) 燃料計 1式
- (4) アワーメータ 1式
- (5) 機関油圧計又は機関油圧警告灯 1式
- (6) 水温計 1式
- (7) 充電警告灯 1式

9. 照明装置類

- (1) 前方作業灯（LED） 2灯以上
- (2) 後方作業灯（LED） 2灯以上
- (3) 黄色灯火（散光式） 全幅1,100mm以上 1式

10. 附属装置及び付属品

10-1 車両総質量に含むもの

(1) バックブザー（後方1mにおいて、音圧80dB（A）以上）	1式
(2) エアコンディショナー 十分な冷暖房機能を有するもの	1式
(3) ウインドウォッシャー（電動式）	1式
(4) 標識板（300×570mm以上、車体後部取付）	1式
(5) アンダーミラー（後）	1式
(6) ラジオ	1式
(7) ヒータ付エアースuspensionシート	1式
(8) 補助席サスペンションシート	1式
(9) バックモニタ	1式
(10) 熱線入りサイドミラー	1式
(11) スコップホルダー	1式

10-2 車両総質量に含まないもの

(1) タイヤチェーン（椿 合金Wクロスリング付）	1式
(2) 床マット	1式
(3) 標準付属工具（別にオプションがある場合はそれを含む）	1式
(4) 取扱説明書	1部
(5) 部品表	1部
(6) 履歴簿	1部
(7) 消火器	1式

11. 塗 装

(1) 国土交通省建設機械塗装基準による。

(2) 建設機械番号等の表示

- ①「西会津町」と両側面の発注者の指示する箇所へ表示する。
- ②「管理番号」を両側面の発注者の指示する箇所へ表示する。
なお、表示する「管理番号」は発注者が別途指示する。
- ③「国土交通省交付金除雪機械」と両側面の発注者の指示する箇所へ表示する。
- ④各表示の色、大きさ、詳細な位置については、発注者と受注者とが別途協議する。
- ⑤文字の表示に要する費用は受注者の負担とする。

12. 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

13. 保 証

納入後1カ年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定める保証期間が1箇年以上にわたる場合にはそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協

議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

14. その他の事項

(1) 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

(2) 灯火の取り付け方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

①黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号（以降の改正分を含む）」に準ずるものとする。

②黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取り付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

(3) 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

(4) 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、除雪車の車検に必要な申請及び回転灯を取り付けるための申請・届出については受注者が行うものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。

ただし、これにより難しい場合は発注者の指示を受けるものとする。

(5) 搬送費用等

搬入に伴う輸送費及び諸経費は受注者の負担とし、入札価格に含むものとする。

(6) 自動車損害賠償責任保険料

入札価格に自動車損害賠償責任保険料については含めないものとし、発注者の負担とする。

(7) 購入条件等

西会津町「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に該当する場合、売買契約は仮契約を締結し、議会の議決により本契約とする。

なお、仮契約の締結は、発注者の指定する日とする。